

令和 7 年11月市議会定例会

参 考 資 料

< 議第111号 >

）

< 議第115号 >

焼 津 市

令和 7 年11月市議会定例会

参 考 資 料 目 次

議案番号	件 目	頁
議第111号	焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第112号	焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	3
議第113号	焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議第114号	焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議第115号	焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27

議第111号 焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表
（第1条による改正）

新

焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
令和元年12月19日条例第16号

第1条
～
第6条
略
(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

2 略
3 略
第8条 略
(給与に関する条例の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3の2、第15条の4第2項及び第15条の7第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の3の2中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年焼津市条例第16号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第15条の7第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

以下 略

旧

焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
令和元年12月19日条例第16号

第1条
～
第6条
略
(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円
7	864,000円

2 略
3 略
第8条 略
(給与に関する条例の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3の2、第15条の4第2項及び第15条の7第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の3の2中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年焼津市条例第16号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第15条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

以下 略

(第2条による改正)

旧	新
焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 令和元年12月19日条例第16号 第1条 略 第8条 (給与に関する条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3の2、第15条の4第2項及び第15条の7第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の3の2中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年焼津市条例第16号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第15条の7第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。 以下 略	焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 令和元年12月19日条例第16号 第1条 略 第8条 (給与に関する条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3の2、第15条の4第2項及び第15条の7第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の3の2中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年焼津市条例第16号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第15条の7第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。 以下 略

議第112号 焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表
（第1条による改正）

旧	新
焼津市議員報酬等支給条例 昭和31年12月 5 日条例第27号	焼津市議員報酬等支給条例 昭和31年12月 5 日条例第27号
第1条 略 第2条 略 （期末手当）	第1条 略 第2条 略 （期末手当）
第2条の2 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても同様とする。	第2条の2 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても同様とする。
2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ 略 (4) 以下 略	2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ 略 (4) 以下 略

(第2条による改正)

旧	新
焼津市議員報酬等支給条例 昭和31年12月5日条例第27号	焼津市議員報酬等支給条例 昭和31年12月5日条例第27号
第1条 略 第2条 略 (期末手当)	第1条 略 第2条 略 (期末手当)
第2条の2 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても同様とする。	第2条の2 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても同様とする。
2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) ～ 略 (4) 以下 略	(1) ～ 略 (4) 以下 略

議第113号 焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

（第1条による改正）

旧	新
焼津市特別職の職員の給与に関する条例 昭和39年6月19日条例第37号	焼津市特別職の職員の給与に関する条例 昭和39年6月19日条例第37号
第1条 略	第1条 略
第2条 略 （期末手当）	第2条 略 （期末手当）
第3条 市長等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第5条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの日について規定している場合において同じ。次条及び第5条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。	第3条 市長等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第5条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの日について規定している場合において同じ。次条及び第5条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。
2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ 略 (4) 以下 略	2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ 略 (4) 以下 略

(第2条による改正)

新	旧
焼津市特別職の職員の給与に関する条例 昭和39年6月19日条例第37号 第1条 略 第2条 略 (期末手当) 第3条 市長等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第5条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの日について規定している場合において同じ。次条及び第5条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ 略 (4) 以下 略	焼津市特別職の職員の給与に関する条例 昭和39年6月19日条例第37号 第1条 略 第2条 略 (期末手当) 第3条 市長等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第5条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの日について規定している場合において同じ。次条及び第5条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ 略 (4) 以下 略

議第114号 焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表
（第1条による改正）

旧	新
焼津市職員の給与に関する条例 昭和27年1月26日条例第16号 第1条 ～ 略 第15条の3の2 (期末手当) 第15条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4 ～ 略 6 第15条の5 略 第15条の6 略 (勤勉手当) 第15条の7 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）	焼津市職員の給与に関する条例 昭和27年1月26日条例第16号 第1条 ～ 略 第15条の3の2 (期末手当) 第15条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4 ～ 略 6 第15条の5 略 第15条の6 略 (勤勉手当) 第15条の7 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）

において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の
合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前任用短時間勤務職員 当該定年前任用
短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3
～ 略
5
第15条の8
～ 略
第19条
附則 略
別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職	1 183,500	2 207,400	3 249,300	4 270,300	5 321,300	6 355,200	7 392,100	8 395,400
	2 184,600	209,000	250,300	271,300	323,100	356,900	393,900	396,900
	3 185,800	210,600	251,300	272,400	324,900	358,500	395,700	398,400
	4 186,900	212,100	252,300	273,900	326,600	360,100	397,500	399,900
	5 188,000	213,600	253,300	275,400	328,300	361,700	399,300	401,400
	6 189,700	215,200	254,300	276,900	330,000	363,500	401,100	402,900
	7 191,300	216,800	255,300	278,400	331,700	365,000	402,900	404,400
	8 192,900	218,400	256,300	279,900	333,400	366,600	404,700	405,900
	9 194,500	220,000	257,300	281,400	335,000	368,000	406,500	407,400
	10 196,200	221,700	258,300	282,900	336,700	369,600	408,300	408,900
	11 197,800	223,000	259,300	284,400	338,400	371,200	410,200	410,400
	12 199,400	224,300	260,300	285,900	340,000	372,700	412,100	411,900
	13 201,000	225,600	261,300	287,400	341,500	374,600	413,900	413,400
	14 202,700	226,700	262,300	288,900	343,100	376,500	415,700	414,900
	15 204,400	227,800	263,300	290,400	344,700	378,400	417,500	416,400
	16 206,100	228,900	264,300	291,900	346,200	380,200	419,300	417,900

において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の
合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前任用短時間勤務職員 当該定年前任用
短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3
～ 略
5
第15条の8
～ 略
第19条
附則 略
別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職	1 195,800	219,400	260,300	281,300	332,600	366,800	404,500	408,900
	2 196,900	221,000	261,300	282,300	334,400	368,500	406,300	410,400
	3 198,100	222,600	262,300	283,400	336,200	370,100	408,100	411,900
	4 199,200	224,100	263,300	284,900	337,900	371,700	409,900	413,400
	5 200,300	225,600	264,300	286,400	339,600	373,300	411,700	414,900
	6 202,000	227,200	265,300	287,900	341,300	375,100	413,500	416,400
	7 203,600	228,800	266,300	289,400	343,000	376,600	415,300	417,900
	8 205,200	230,400	267,300	290,900	344,600	378,200	417,100	419,400
	9 206,700	232,000	268,300	292,400	346,200	379,500	418,900	420,900
	10 208,400	233,700	269,300	293,900	347,900	381,100	420,700	422,400
	11 210,000	235,000	270,300	295,400	349,600	382,700	422,600	423,900
	12 211,600	236,300	271,300	296,900	351,200	384,200	424,500	425,400
	13 213,100	237,600	272,300	298,400	352,700	386,100	426,300	426,900
	14 214,800	238,700	273,300	299,900	354,300	388,000	428,100	428,400
	15 216,500	239,800	274,300	301,400	355,900	389,900	429,900	429,900
	16 218,200	240,900	275,300	302,900	357,400	391,700	431,700	431,400

員	17	207, 400	230, 000	265, 300	293, 400	347, 600	381, 700	421, 100	419, 400
	18	209, 000	231, 500	266, 300	294, 900	349, 300	383, 500	422, 700	420, 900
	19	210, 600	233, 000	267, 300	296, 300	350, 900	385, 200	424, 200	422, 400
	20	212, 100	234, 500	268, 300	297, 600	352, 500	386, 800	425, 700	423, 900
	21	213, 600	236, 000	269, 300	298, 800	353, 700	388, 500	427, 200	425, 400
	22	215, 200	237, 500	270, 300	300, 300	355, 200	389, 900	428, 700	426, 900
	23	216, 800	239, 000	271, 300	301, 800	356, 700	391, 300	430, 000	428, 400
	24	218, 400	240, 500	272, 300	303, 200	358, 200	392, 700	431, 300	429, 900
	25	220, 000	242, 000	273, 300	304, 600	359, 900	394, 100	432, 500	431, 400
	26	221, 700	243, 400	274, 300	305, 700	361, 700	395, 300	433, 700	432, 900
	27	223, 000	244, 800	275, 300	306, 700	363, 400	396, 500	435, 000	434, 400
	28	224, 300	246, 200	276, 400	307, 900	365, 100	397, 500	436, 300	435, 900
	29	225, 600	247, 400	277, 400	309, 100	366, 500	398, 600	437, 500	437, 400
	30	226, 700	248, 600	278, 700	310, 700	367, 800	399, 800	438, 700	438, 900
	31	227, 800	249, 800	280, 000	312, 300	369, 000	400, 900	439, 500	440, 400
	32	228, 900	251, 000	281, 200	313, 900	370, 400	402, 000	440, 300	441, 900
	33	230, 000	252, 100	282, 500	315, 400	371, 500	402, 700	441, 100	443, 400
	34	231, 100	253, 200	283, 800	317, 000	372, 400	403, 400	441, 700	444, 900
	35	232, 200	254, 300	285, 000	318, 600	373, 400	404, 100	442, 300	446, 400
	36	233, 300	255, 400	286, 200	320, 200	374, 500	404, 800	442, 900	447, 900
	37	234, 400	256, 400	287, 300	321, 700	375, 300	405, 400	443, 500	449, 400
	38	235, 400	257, 400	288, 500	323, 400	376, 200	406, 000	444, 200	450, 900
	39	236, 400	258, 400	289, 800	325, 000	377, 100	406, 500	445, 000	452, 400
	40	237, 300	259, 400	291, 100	326, 600	377, 900	406, 900	445, 400	453, 900
	41	238, 200	260, 400	292, 400	328, 000	378, 700	407, 300	446, 100	455, 400
	42	239, 100	261, 300	293, 400	329, 700	379, 500	407, 500	446, 600	456, 900
	43	239, 900	262, 200	294, 400	331, 400	380, 300	407, 800	447, 000	458, 300
	44	240, 700	263, 100	295, 500	333, 000	381, 000	408, 100	447, 400	459, 800
	45	241, 400	263, 900	296, 600	334, 200	381, 700	408, 400	447, 800	461, 200
	46	242, 000	264, 700	297, 800	336, 100	382, 400	408, 700	448, 200	462, 500
	47	242, 600	265, 500	298, 900	337, 800	383, 100	409, 000	448, 600	463, 800
	48	243, 200	266, 300	300, 100	339, 400	383, 800	409, 300	449, 000	465, 000

員	17	219, 400	242, 000	276, 300	304, 400	358, 800	393, 200	433, 500	432, 900
	18	221, 000	243, 300	277, 300	305, 900	360, 500	395, 000	435, 100	434, 400
	19	222, 600	244, 700	278, 300	307, 300	362, 100	396, 700	436, 600	435, 900
	20	224, 100	246, 100	279, 300	308, 600	363, 700	398, 300	438, 100	437, 400
	21	225, 600	247, 500	280, 300	309, 800	364, 800	400, 000	439, 600	438, 900
	22	227, 200	248, 900	281, 300	311, 300	366, 300	401, 400	441, 100	440, 400
	23	228, 800	250, 300	282, 200	312, 700	367, 800	402, 800	442, 400	441, 900
	24	230, 400	251, 700	283, 200	314, 100	369, 300	404, 200	443, 700	443, 400
	25	232, 000	253, 100	284, 200	315, 500	371, 000	405, 600	444, 900	444, 900
	26	233, 700	254, 300	285, 200	316, 600	372, 800	406, 800	446, 100	446, 400
	27	235, 000	255, 600	286, 200	317, 600	374, 400	408, 000	447, 400	447, 900
	28	236, 300	256, 900	287, 200	318, 800	376, 100	409, 000	448, 700	449, 400
	29	237, 600	258, 100	288, 200	320, 000	377, 500	410, 100	449, 900	450, 900
	30	238, 700	259, 300	289, 500	321, 600	378, 800	411, 300	451, 100	452, 400
	31	239, 800	260, 500	290, 800	323, 200	380, 000	412, 400	451, 900	453, 900
	32	240, 900	261, 700	292, 000	324, 800	381, 400	413, 500	452, 700	455, 400
	33	242, 000	262, 800	293, 200	326, 200	382, 500	414, 200	453, 500	456, 900
	34	242, 900	263, 900	294, 500	327, 800	383, 400	414, 900	454, 100	458, 400
	35	243, 800	265, 000	295, 700	329, 400	384, 400	415, 500	454, 700	459, 900
	36	244, 800	266, 100	296, 900	331, 000	385, 400	416, 200	455, 300	461, 400
	37	245, 800	267, 000	297, 900	332, 400	386, 200	416, 800	455, 900	462, 900
	38	246, 700	268, 000	299, 100	334, 100	387, 100	417, 400	456, 600	464, 400
	39	247, 600	269, 000	300, 300	335, 700	388, 000	417, 900	457, 400	465, 900
	40	248, 400	270, 000	301, 600	337, 300	388, 800	418, 300	457, 800	467, 400
	41	249, 200	271, 000	302, 900	338, 700	389, 600	418, 700	458, 500	468, 900
	42	249, 900	271, 900	303, 900	340, 400	390, 400	418, 900	459, 000	470, 400
	43	250, 500	272, 700	304, 900	342, 100	391, 200	419, 200	459, 400	471, 900
	44	251, 100	273, 600	305, 900	343, 700	391, 900	419, 500	459, 800	473, 300
	45	251, 800	274, 400	307, 000	344, 900	392, 600	419, 800	460, 200	474, 700
	46	252, 400	275, 200	308, 200	346, 800	393, 300	420, 100	460, 600	476, 000
	47	253, 000	276, 000	309, 300	348, 500	394, 000	420, 400	460, 900	477, 200
	48	253, 600	276, 700	310, 500	350, 100	394, 700	420, 700	461, 200	478, 400

49	243,800	267,000	301,300	340,900	384,300	409,500	449,300	466,000
50	244,400	267,800	302,600	342,500	384,900	409,800	449,600	466,700
51	245,000	268,600	303,900	344,100	385,500	410,100	450,000	467,400
52	245,500	269,300	305,200	345,700	386,200	410,400	450,300	468,100
53	246,000	270,000	306,500	347,400	386,600	410,600	450,600	468,800
54	246,400	270,800	307,800	349,200	387,200	410,900	450,900	469,500
55	246,700	271,600	309,100	351,000	387,800	411,200		470,100
56	247,000	272,300	310,400	352,800	388,300	411,500		470,700
57	247,300	273,000	311,700	354,300	388,700	411,700		471,200
58	247,600	273,800	313,000	355,700	389,300	412,000		471,800
59	247,900	274,600	314,300	357,100	389,900	412,300		472,400
60	248,200	275,300	315,400	358,500	390,400	412,500		473,000
61	248,500	276,000	316,300	360,000	390,800	412,700		473,500
62	248,800	276,700	317,600	360,800	391,300	413,000		474,000
63	249,100	277,400	318,900	361,800	391,800	413,300		474,500
64	249,400	278,100	320,200	362,800	392,400	413,500		475,000
65	249,700	278,800	321,400	363,700	392,700	413,700		475,500
66	250,000	279,500	322,700	364,800	393,100	414,000		
67	250,300	280,200	323,900	365,700	393,500	414,300		
68	250,600	280,900	325,100	366,700	393,900	414,500		
69	250,900	281,500	326,400	367,600	394,200	414,700		
70	251,200	282,200	327,500	368,300	394,500	415,000		
71	251,500	282,800	328,600	369,000	394,800	415,300		
72	251,800	283,500	329,700	369,600	395,000	415,500		
73	252,100	284,100	330,400	370,000	395,200	415,700		
74	252,400	284,800	331,300	370,600	395,500			
75	252,700	285,400	332,000	371,300	395,800			
76	253,000	286,100	332,800	372,000	396,000			
77	253,300	286,700	333,600	372,300	396,200			
78	253,600	287,400	334,000	373,000	396,500			
79	253,900	288,000	334,600	373,700	396,800			

49	254,100	277,400	311,600	351,600	395,200	420,900	461,500	479,400
50	254,700	278,200	312,900	353,200	395,800	421,200	461,800	480,100
51	255,300	279,000	314,200	354,800	396,400	421,400	462,100	480,800
52	255,800	279,600	315,500	356,400	397,100	421,700	462,400	481,500
53	256,200	280,300	316,700	358,100	397,500	421,900	462,700	482,200
54	256,600	281,100	318,000	359,900	398,100	422,200	463,000	482,900
55	256,900	281,800	319,300	361,700	398,700	422,500		483,500
56	257,200	282,500	320,600	363,500	399,200	422,800		484,100
57	257,500	283,200	321,900	365,000	399,600	423,000		484,600
58	257,800	283,900	323,100	366,400	400,200	423,300		485,200
59	258,100	284,600	324,400	367,800	400,800	423,600		485,800
60	258,400	285,300	325,500	369,200	401,300	423,800		486,300
61	258,700	286,000	326,400	370,700	401,700	424,000		486,700
62	259,000	286,600	327,700	371,500	402,200	424,300		487,100
63	259,300	287,300	329,000	372,400	402,700	424,600		487,500
64	259,600	287,900	330,300	373,400	403,300	424,800		487,900
65	259,900	288,600	331,400	374,300	403,600	425,000		488,300
66	260,200	289,200	332,700	375,400	404,000	425,300		
67	260,500	289,900	333,900	376,300	404,300	425,600		
68	260,800	290,600	335,100	377,300	404,700	425,800		
69	261,100	291,100	336,400	378,200	405,000	426,000		
70	261,400	291,700	337,400	378,900	405,300	426,300		
71	261,700	292,300	338,500	379,600	405,600	426,600		
72	262,000	293,000	339,600	380,200	405,800	426,800		
73	262,300	293,600	340,300	380,600	406,000	427,000		
74	262,600	294,200	341,200	381,200	406,300			
75	262,900	294,800	341,900	381,800	406,600			
76	263,200	295,500	342,700	382,500	406,800			
77	263,500	296,100	343,500	382,800	407,000			
78	263,800	296,700	343,900	383,500	407,300			
79	264,100	297,200	344,400	384,200	407,600			

80	254, 200	288, 500	335, 300	374, 300	397, 000				
81	254, 500	289, 000	336, 100	374, 600	397, 200				
82	254, 800	289, 600	336, 800	375, 100	397, 500				
83	255, 100	290, 100	337, 500	375, 700	397, 800				
84	255, 400	290, 700	338, 100	376, 300	398, 000				
85	255, 700	291, 200	338, 600	376, 600	398, 200				
86	256, 000	291, 700	339, 200	377, 200	398, 400				
87	256, 300	292, 300	339, 700	377, 900	398, 600				
88	256, 600	292, 900	340, 300	378, 500	398, 800				
89	256, 900	293, 400	340, 600	378, 900	399, 000				
90	257, 200	293, 900	341, 100	379, 400	399, 200				
91	257, 500	294, 300	341, 500	380, 000	399, 400				
92	257, 800	294, 600	341, 900	380, 500	399, 600				
93	258, 100	294, 800	342, 300	381, 000	399, 800				
94		295, 100	342, 800	381, 600	400, 000				
95		295, 300	343, 300	382, 100	400, 200				
96		295, 600	343, 800	382, 400	400, 400				
97		295, 800	344, 100	382, 800	400, 600				
98		296, 000	344, 500	383, 300					
99		296, 300	344, 900	383, 700					
100		296, 500	345, 300	384, 100					
101		296, 800	345, 600	384, 500					
102		297, 100	346, 000	385, 000					
103		297, 400	346, 400	385, 400					
104		297, 700	346, 800	385, 800					
105		298, 000	347, 000	386, 100					
106		298, 300	347, 400	386, 400					
107		298, 600	347, 800	386, 700					
108		299, 000	348, 200	387, 000					
109		299, 200	348, 400	387, 300					

80	264, 400	297, 700	345, 100	384, 800	407, 800				
81	264, 700	298, 200	345, 900	385, 100	408, 000				
82	265, 000	298, 800	346, 600	385, 600	408, 300				
83	265, 300	299, 300	347, 300	386, 200	408, 600				
84	265, 600	299, 900	347, 900	386, 800	408, 800				
85	265, 900	300, 300	348, 400	387, 100	409, 000				
86	266, 200	300, 800	349, 000	387, 700	409, 200				
87	266, 500	301, 300	349, 500	388, 400	409, 400				
88	266, 800	301, 900	350, 100	389, 000	409, 600				
89	267, 100	302, 400	350, 400	389, 400	409, 800				
90	267, 400	302, 800	350, 900	389, 900	410, 000				
91	267, 700	303, 100	351, 200	390, 500	410, 200				
92	268, 000	303, 400	351, 600	391, 000	410, 400				
93	268, 300	303, 600	352, 000	391, 500	410, 600				
94		303, 900	352, 500	392, 100	410, 800				
95		304, 100	353, 000	392, 500	411, 000				
96		304, 400	353, 500	392, 800	411, 200				
97		304, 600	353, 800	393, 200	411, 400				
98		304, 800	354, 200	393, 700					
99		305, 100	354, 600	394, 100					
100		305, 300	355, 000	394, 500					
101		305, 600	355, 300	394, 900					
102		305, 800	355, 700	395, 400					
103		306, 100	356, 100	395, 800					
104		306, 400	356, 500	396, 200					
105		306, 700	356, 700	396, 500					
106		307, 000	357, 100	396, 800					
107		307, 300	357, 500	397, 100					
108		307, 600	357, 900	397, 400					
109		307, 800	358, 100	397, 700					

110		299,400	348,800	387,600				
111		299,700	349,200	387,900				
112		300,100	349,500	388,200				
113		300,300	349,800	388,500				
114		300,600	350,200					
115		301,000	350,600					
116		301,400	351,000					
117		301,600	351,500					
118		301,900	351,900					
119		302,200	352,300					
120		302,500	352,700					
121		302,700	353,200					
122		303,000	353,600					
123		303,300	353,900					
124		303,600	354,200					
125		303,800	354,700					
126		304,200						
127		304,600						
128		304,900						
129		305,100						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	円	基準給 料月額	円	基準給 料月額	円	基準給 料月額	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（二）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定	円	円	円	円	円	円	円

110	308,000	358,400	398,000					
111	308,300	358,800	398,300					
112	308,700	359,100	398,600					
113	308,900	359,400	398,900					
114	309,200	359,800						
115	309,500	360,200						
116	309,900	360,600						
117	310,100	361,100						
118	310,400	361,500						
119	310,700	361,900						
120	311,000	362,300						
121	311,200	362,800						
122	311,500	363,200						
123	311,800	363,500						
124	312,100	363,800						
125	312,300	364,200						
126	312,600							
127	313,000							
128	313,300							
129	313,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額 200,300	基準給 料月額 227,800	基準給 料月額 269,500	基準給 料月額 290,100	基準給 料月額 305,700	基準給 料月額 331,900	基準給 料月額 374,800	基準給 料月額 409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（二）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定	円	円	円	円	円	円	円

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	188,600	227,400	258,500	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	259,700	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	260,800	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	261,900	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	263,000	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	263,800	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	264,600	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	265,400	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	266,200	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	267,000	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	267,800	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	268,600	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	269,400	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	270,200	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	271,000	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	271,800	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	272,600	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	273,400	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	274,200	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	275,000	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	275,800	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	276,600	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	277,400	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	278,200	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	279,000	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	279,900	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	280,800	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	281,600	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	282,400	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	283,300	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	284,200	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	285,000	313,400	361,300	404,900	448,200

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	201,000	239,800	269,900	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	271,100	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	272,200	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	273,300	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	274,400	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	275,200	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	275,900	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	276,700	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	277,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	278,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	279,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	279,800	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	280,500	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	281,300	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	282,100	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	282,900	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	283,700	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	284,500	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	285,200	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	286,000	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	286,800	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	287,600	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	288,400	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	289,100	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	289,900	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	290,800	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	291,700	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	292,400	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	293,100	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	294,000	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	294,900	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	295,600	324,000	372,200	416,300	460,400

33	235,600	261,200	285,800	314,600	362,500	405,300	448,500
34	236,400	262,000	286,900	315,700	363,600	405,900	448,900
35	237,200	262,700	287,900	316,900	364,800	406,400	449,200
36	238,000	263,500	288,900	318,100	365,900	406,800	449,500
37	238,800	264,400	289,900	319,300	366,900	407,200	449,800
38	239,600	265,200	291,000	320,600	367,700	407,400	
39	240,400	266,000	292,000	321,900	368,700	407,700	
40	241,200	266,800	293,000	323,100	369,800	408,000	
41	241,800	267,600	294,000	324,000	370,800	408,300	
42	242,400	268,400	295,000	325,200	371,800	408,600	
43	243,000	269,200	296,000	326,400	372,800	408,900	
44	243,500	270,000	297,000	327,600	373,700	409,200	
45	244,000	270,700	298,000	328,700	374,500	409,400	
46	244,600	271,500	299,200	329,700	375,300	409,700	
47	245,100	272,300	300,300	330,700	376,200	410,000	
48	245,500	273,100	301,400	331,600	377,000	410,300	
49	245,900	273,800	302,500	332,500	377,500	410,500	
50	246,400	274,600	303,600	333,500	378,300	410,800	
51	246,900	275,300	304,700	334,500	379,100	411,100	
52	247,400	276,000	305,800	335,400	379,900	411,400	
53	247,700	276,700	306,900	335,900	380,300	411,600	
54	248,000	277,400	308,000	336,800	381,000	411,900	
55	248,300	278,100	309,100	337,500	381,700	412,200	
56	248,600	278,800	310,200	338,400	382,300	412,500	
57	248,900	279,500	311,200	339,100	382,700	412,800	
58	249,200	280,200	312,200	339,400	383,200	413,100	
59	249,500	280,900	313,200	339,900	383,800	413,400	
60	249,800	281,500	314,200	340,500	384,400	413,700	
61	250,100	282,100	315,200	341,100	384,800	414,000	
62	250,400	282,800	316,200	341,800	385,300	414,300	

33	247,100	271,900	296,400	325,100	373,400	416,700	460,700
34	247,700	272,700	297,400	326,200	374,500	417,300	461,000
35	248,400	273,300	298,300	327,400	375,700	417,800	461,300
36	249,100	274,100	299,300	328,600	376,800	418,200	461,600
37	249,800	275,000	300,300	329,800	377,800	418,600	461,900
38	250,400	275,800	301,400	331,000	378,600	418,800	
39	251,000	276,600	302,400	332,300	379,500	419,100	
40	251,600	277,300	303,300	333,500	380,600	419,400	
41	252,200	278,000	304,300	334,400	381,600	419,700	
42	252,800	278,800	305,300	335,600	382,600	420,000	
43	253,400	279,600	306,300	336,800	383,600	420,300	
44	253,900	280,300	307,300	338,000	384,500	420,600	
45	254,300	281,000	308,200	338,900	385,300	420,800	
46	254,900	281,800	309,400	339,900	386,100	421,100	
47	255,300	282,600	310,500	340,900	387,000	421,400	
48	255,700	283,300	311,600	341,800	387,800	421,700	
49	256,100	284,000	312,600	342,700	388,300	421,900	
50	256,600	284,700	313,700	343,600	389,100	422,100	
51	257,100	285,300	314,800	344,600	389,900	422,400	
52	257,600	286,000	315,800	345,500	390,700	422,700	
53	257,900	286,700	316,900	346,000	391,100	422,900	
54	258,200	287,300	317,900	346,900	391,800	423,100	
55	258,500	288,000	319,000	347,600	392,500	423,300	
56	258,800	288,600	320,100	348,500	393,100	423,500	
57	259,100	289,300	321,100	349,200	393,500	423,700	
58	259,400	290,000	322,100	349,500	394,000	423,900	
59	259,700	290,700	323,100	349,900	394,600	424,100	
60	260,000	291,300	324,100	350,500	395,200	424,300	
61	260,300	291,800	325,000	351,100	395,600	424,500	
62	260,600	292,400	326,000	351,800	396,100	424,700	

63	250,700	283,500	317,200	342,500	385,800	414,600	
64	251,000	284,100	318,100	343,100	386,300	414,900	
65	251,300	284,700	319,000	343,800	386,900	415,200	
66	251,600	285,400	319,800	344,300	387,400	415,500	
67	251,900	286,100	320,500	344,900	388,000	415,800	
68	252,200	286,700	321,200	345,500	388,600	416,100	
69	252,500	287,300	321,800	345,800	389,100	416,400	
70	252,800	288,000	322,500	346,400	389,600		
71	253,100	288,700	323,100	346,900	390,100		
72	253,300	289,300	323,700	347,400	390,600		
73	253,500	289,900	324,300	347,900	390,900		
74	253,800	290,400	324,500	348,400	391,400		
75	254,100	290,800	325,000	348,900	391,800		
76	254,300	291,200	325,500	349,300	392,200		
77	254,500	291,600	326,100	349,600	392,600		
78	254,800	291,900	326,600	349,900	393,100		
79	255,100	292,200	327,100	350,100	393,600		
80	255,300	292,500	327,500	350,400	394,100		
81	255,500	292,800	328,100	350,900	394,600		
82	255,800	293,100	328,600	351,200	395,100		
83	256,100	293,400	329,000	351,500	395,600		
84	256,300	293,700	329,500	351,800	396,100		
85	256,500	293,900	330,000	352,200	396,600		
86		294,100	330,400	352,500	397,100		
87		294,300	330,600	352,800	397,600		
88		294,500	330,900	353,100	398,100		
89		294,900	331,300	353,500	398,600		
90		295,100	331,700	353,800	399,100		
91		295,300	332,000	354,100	399,600		
92		295,500	332,300	354,400	400,100		

63	260,900	293,100	327,000	352,500	396,600	424,900	
64	261,200	293,700	327,900	353,100	397,100	425,100	
65	261,500	294,200	328,800	353,800	397,700	425,300	
66	261,800	294,800	329,500	354,300	398,200	425,500	
67	262,100	295,500	330,200	354,900	398,800	425,700	
68	262,400	296,100	330,800	355,500	399,400	425,900	
69	262,700	296,700	331,400	355,800	399,900	426,100	
70	263,000	297,300	332,100	356,300	400,400		
71	263,300	297,900	332,700	356,700	400,800		
72	263,500	298,500	333,300	357,200	401,200		
73	263,700	299,100	333,900	357,700	401,500		
74	264,000	299,600	334,100	358,200	402,000		
75	264,300	300,000	334,500	358,700	402,400		
76	264,500	300,400	335,000	359,100	402,800		
77	264,700	300,700	335,600	359,400	403,200		
78	265,000	301,000	336,100	359,700	403,600		
79	265,300	301,200	336,600	359,900	404,000		
80	265,500	301,500	337,000	360,200	404,400		
81	265,700	301,800	337,600	360,700	404,800		
82	266,000	302,000	338,100	361,000	405,200		
83	266,300	302,300	338,500	361,300	405,600		
84	266,500	302,600	339,000	361,600	406,000		
85	266,700	302,800	339,500	362,000	406,400		
86		303,000	339,800	362,300	406,800		
87		303,200	340,000	362,600	407,200		
88		303,400	340,300	362,900	407,600		
89		303,800	340,700	363,300	408,000		
90		304,000	341,100	363,600	408,400		
91		304,200	341,400	363,800	408,800		
92		304,400	341,700	364,100	409,200		

定年前再 任用短時 間勤務職 員	93		295,900	332,600	354,700	400,600		
	94		296,100	332,800	355,100			
	95		296,300	333,200	355,500			
	96		296,600	333,500	355,900			
	97		296,900	333,700	356,400			
	98		297,100	334,000	356,800			
	99		297,300	334,300	357,200			
	100		297,600	334,600	357,600			
	101		297,900	334,800	358,100			
	102		298,100	335,100	358,600			
	103		298,300	335,400	359,100			
	104		298,600	335,600	359,600			
	105		298,900	335,800	360,100			
	106			336,000	360,600			
107			336,400	361,100				
108			336,600	361,600				
109			336,800	362,100				
110			337,200					
111			337,600					
112			338,000					
113			338,200					
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額	円	円	円	円	円	円	円
	基準給料 月額	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、栄養士の職員に適用する。

医療職給料表（三）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定	円	円	円	円	円	円	円

93		304,800	342,000	364,400	409,600		
94		305,000	342,200	364,800			
95		305,200	342,600	365,200			
96		305,500	342,900	365,600			
97		305,800	343,100	366,100			
98		306,000	343,400	366,500			
99		306,200	343,700	366,900			
100		306,500	343,900	367,300			
101		306,800	344,100	367,800			
102		307,000	344,400	368,300			
103		307,200	344,700	368,800			
104		307,500	344,900	369,300			
105		307,800	345,100	369,800			
106			345,300	370,300			
107			345,700	370,800			
108			345,900	371,300			
109			346,100	371,800			
110			346,400				
111			346,800				
112			347,200				
113			347,400				
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額	201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000
	基準給料 月額	円	円	円	円	円	円

備考 この表は、栄養士の職員に適用する。

医療職給料表（三）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定	円	円	円	円	円	円	円

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500

33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	436,900	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	437,300	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	437,700	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	438,100	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	438,500	

33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,700	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,100	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,500	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	449,900	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	450,300	

63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	438,900	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	439,300	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	439,700	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,300		
87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,700		
88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,100		
89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,500		
90	288,100	316,900	353,500	371,500	399,900		
91	288,600	317,900	354,100	371,900	400,300		
92	289,100	318,900	354,700	372,200	400,700		

63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	450,700	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	451,100	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	451,500	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,000		
87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,400		
88	296,800	324,600	362,200	381,000	409,800		
89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,200		
90	297,700	326,500	363,400	381,800	410,600		
91	298,200	327,500	364,000	382,100	411,000		
92	298,700	328,500	364,600	382,400	411,400		

93	289,600	319,700	355,100	372,800	401,100		
94	290,200	320,400	355,500	373,300	401,500		
95	290,800	321,100	356,000	373,800	401,900		
96	291,400	321,700	356,400	374,300	402,300		
97	292,000	322,200	356,900	374,900	402,700		
98	292,500	322,500	357,300	375,400	403,100		
99	293,000	323,100	357,800	375,900	403,500		
100	293,500	323,700	358,200	376,300	403,900		
101	294,000	324,100	358,500	376,900	404,300		
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600	381,600			
111	297,800	328,800	363,100	382,200			
112	298,100	329,100	363,500	382,800			
113	298,400	329,400	363,900	383,400			
114	298,600	329,800	364,300	384,000			
115	298,900	330,100	364,800	384,600			
116	299,100	330,400	365,300	385,200			
117	299,400	330,600	365,700	385,800			
118	299,700	330,900	366,200	386,400			
119	300,000	331,200	366,700	387,000			
120	300,300	331,400	367,200	387,600			
121	300,600	331,600	367,500	388,200			
122	301,000	331,900		388,800			

93	299,200	329,300	365,000	383,000	411,800		
94	299,600	330,000	365,400	383,500	412,200		
95	300,100	330,700	365,900	384,000	412,600		
96	300,700	331,300	366,300	384,500	413,000		
97	301,300	331,800	366,800	385,100	413,400		
98	301,800	332,100	367,200	385,600	413,800		
99	302,300	332,600	367,700	386,100	414,200		
100	302,800	333,200	368,100	386,500	414,600		
101	303,200	333,600	368,400	387,100	415,000		
102	303,700	334,100	368,900	387,600			
103	304,100	334,700	369,200	388,100			
104	304,500	335,200	369,500	388,600			
105	304,900	335,600	369,900	389,200			
106	305,300	336,100	370,400	389,600			
107	305,700	336,600	370,900	390,100			
108	306,000	337,100	371,400	390,600			
109	306,200	337,500	371,900	391,200			
110	306,500	337,800	372,400	391,800			
111	306,700	338,100	372,900	392,400			
112	307,000	338,400	373,300	393,000			
113	307,300	338,700	373,700	393,600			
114	307,500	339,100	374,100	394,200			
115	307,800	339,400	374,600	394,800			
116	308,000	339,700	375,100	395,400			
117	308,300	339,900	375,500	396,000			
118	308,500	340,200	376,000	396,600			
119	308,800	340,500	376,500	397,200			
120	309,100	340,700	377,000	397,800			
121	309,400	340,900	377,300	398,400			
122	309,700	341,200		399,000			

123	<u>301, 300</u>	<u>332, 200</u>					
124	<u>301, 600</u>	<u>332, 500</u>					
125	<u>301, 800</u>	<u>332, 700</u>					
126	<u>302, 000</u>	<u>333, 000</u>					
127	<u>302, 300</u>	<u>333, 400</u>					
128	<u>302, 700</u>	<u>333, 600</u>					
129	<u>302, 900</u>	<u>333, 800</u>					
130	<u>303, 200</u>	<u>334, 000</u>					
131	<u>303, 600</u>	<u>334, 400</u>					
132	<u>304, 000</u>	<u>334, 600</u>					
133	<u>304, 200</u>	<u>334, 900</u>					
134	<u>304, 500</u>	<u>335, 300</u>					
135	<u>304, 800</u>	<u>335, 700</u>					
136	<u>305, 100</u>	<u>336, 100</u>					
137	<u>305, 300</u>	<u>336, 400</u>					
138	<u>305, 600</u>	<u>336, 800</u>					
139	<u>305, 900</u>	<u>337, 200</u>					
140	<u>306, 200</u>	<u>337, 600</u>					
141	<u>306, 400</u>	<u>337, 900</u>					
142	<u>306, 800</u>	<u>338, 300</u>					
143	<u>307, 200</u>	<u>338, 600</u>					
144	<u>307, 500</u>	<u>339, 000</u>					
145	<u>307, 700</u>	<u>339, 300</u>					
146	<u>307, 900</u>	<u>339, 700</u>					
147	<u>308, 200</u>	<u>340, 100</u>					
148	<u>308, 600</u>	<u>340, 500</u>					
149	<u>308, 800</u>	<u>340, 800</u>					
150	<u>309, 000</u>	<u>341, 200</u>					
151	<u>309, 300</u>	<u>341, 600</u>					
152	<u>309, 600</u>	<u>342, 000</u>					

123	<u>310, 000</u>	<u>341, 500</u>					
124	<u>310, 300</u>	<u>341, 800</u>					
125	<u>310, 500</u>	<u>342, 000</u>					
126	<u>310, 700</u>	<u>342, 300</u>					
127	<u>311, 000</u>	<u>342, 600</u>					
128	<u>311, 400</u>	<u>342, 800</u>					
129	<u>311, 600</u>	<u>343, 000</u>					
130	<u>311, 900</u>	<u>343, 200</u>					
131	<u>312, 200</u>	<u>343, 500</u>					
132	<u>312, 600</u>	<u>343, 700</u>					
133	<u>312, 800</u>	<u>344, 000</u>					
134	<u>313, 100</u>	<u>344, 400</u>					
135	<u>313, 400</u>	<u>344, 800</u>					
136	<u>313, 700</u>	<u>345, 200</u>					
137	<u>313, 900</u>	<u>345, 500</u>					
138	<u>314, 200</u>	<u>345, 900</u>					
139	<u>314, 500</u>	<u>346, 300</u>					
140	<u>314, 800</u>	<u>346, 700</u>					
141	<u>315, 000</u>	<u>347, 000</u>					
142	<u>315, 300</u>	<u>347, 400</u>					
143	<u>315, 700</u>	<u>347, 700</u>					
144	<u>316, 000</u>	<u>348, 100</u>					
145	<u>316, 200</u>	<u>348, 400</u>					
146	<u>316, 400</u>	<u>348, 800</u>					
147	<u>316, 700</u>	<u>349, 200</u>					
148	<u>317, 000</u>	<u>349, 600</u>					
149	<u>317, 200</u>	<u>349, 900</u>					
150	<u>317, 400</u>	<u>350, 300</u>					
151	<u>317, 700</u>	<u>350, 700</u>					
152	<u>318, 000</u>	<u>351, 100</u>					

	153	310,000	342,300						318,400	351,400					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000	円
備考 この表は、保健師、助産師及び看護師の職員で市長が定めるものに適用する。															

	153	318,400	351,400												
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000	円	円	円	円	円	円	円	円
備考 この表は、保健師、助産師及び看護師の職員で市長が定めるものに適用する。															

(第2条による改正)

新	旧
焼津市職員の給与に関する条例	焼津市職員の給与に関する条例
昭和27年1月26日条例第16号	昭和27年1月26日条例第16号
第1条 ～ 略	第1条 ～ 略
第8条 (通勤手当)	第8条 (通勤手当)
第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。	第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条及び次条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用して通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）	(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条及び次条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用して通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）	(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）	(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
(4) 前3号に規定する以外の職員のうち、自動車等を使用して通勤する職員で規則で定めるもの	(4) 前3号に規定する以外の職員のうち、自動車等を使用して通勤する職員で規則で定めるもの
2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該	(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該

職員の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第3号において「運賃等相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）	職員の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第3号において「運賃等相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）
(2) 前項第2号に掲げる職員（通勤距離が片道2キロメートル未満の者及び第5号に該当する者を除く。）次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	(2) 前項第2号に掲げる職員（通勤距離が片道2キロメートル未満の者及び第5号に該当する者を除く。）次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
通勤距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満の者 5,500円	通勤距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満の者 5,500円
通勤距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満の者 7,400円	通勤距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満の者 7,400円
通勤距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満の者 9,300円	通勤距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満の者 9,300円
通勤距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満の者 11,200円	通勤距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満の者 11,200円
通勤距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満の者 13,200円	通勤距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満の者 13,200円
通勤距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満の者 15,000円	通勤距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満の者 15,000円
通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満の者 17,300円	通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満の者 17,300円
通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満の者 19,300円	通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満の者 19,300円
通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満の者 21,200円	通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満の者 21,200円
通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満の者 23,200円	通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満の者 23,200円
通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満の者 25,500円	通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満の者 25,500円
通勤距離が片道40キロメートル以上の者 27,800円	通勤距離が片道40キロメートル以上の者 27,800円
(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額	(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
(4) 前項第2号に掲げる職員（第2号に該当する者を除く。）及び同項第4号に掲げる職員 2,500円（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	(4) 前項第2号に掲げる職員（第2号に該当する者を除く。）及び同項第4号に掲げる職員 2,500円（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
(5) 前項第2号に掲げる職員であつて駐車料金を負担するもの 第2号に掲げる額に5,000円（駐車料金の月額が5,000円未満であるときは、当該駐車料金の月額）を加算した額	(5) 前項第2号に掲げる職員であつて駐車料金を負担するもの 第2号に掲げる額に4,000円（駐車料金の月額が4,000円未満であるときは、当該駐車料金の月額）を加算した額
第10条 ～ 略	第10条 ～ 略

第15条の3の2

(期末手当)

第15条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第15条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの日について規定している場合において同じ。次条及び第15条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第12条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4

～ 略

6

第15条の5 略

第15条の6 略

(勤勉手当)

第15条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額

第15条の3の2

(期末手当)

第15条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第15条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの日について規定している場合において同じ。次条及び第15条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第12条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4

～ 略

6

第15条の5 略

第15条の6 略

(勤勉手当)

第15条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額

は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額
3 ～ 5 以下 略	3 ～ 5 以下 略

議第115号 焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表
(第1条による改正)

旧	新
焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例 平成23年3月24日条例第7号	焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例 平成23年3月24日条例第7号
第1条 ～ 略 第4条 (期末手当)	第1条 ～ 略 第4条 (期末手当)
第5条 管理者の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。	第5条 管理者の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。
2 期末手当の額は、それぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者においては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者においては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 6カ月 100分の100 (2) 5カ月以上6カ月未満 100分の80 (3) 3カ月以上5カ月未満 100分の60 (4) 3カ月未満 100分の30	(1) 6カ月 100分の100 (2) 5カ月以上6カ月未満 100分の80 (3) 3カ月以上5カ月未満 100分の60 (4) 3カ月未満 100分の30
3 前2項に定めるもののほか、管理者の期末手当の支給については、焼津市職員の給与に関する条例（昭和27年焼津市条例第16号。以下「一般職の給与条例」という。）第15条の5及び第15条の6の規定を準用する。この場合において、一般職の給与条例第15条の5第1号中「地方公務員法第29条」とあるのは、「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第8項」と、同条第2号中「地方公務員法第28条第4項」とあるのは「地方公営企業法第7条の2第10項」と、「職員」とあるのは「職員（同条第2項第1号に該当して失職した職員を除く。））」と、第15条の6中「任命権者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 以下 略	3 前2項に定めるもののほか、管理者の期末手当の支給については、焼津市職員の給与に関する条例（昭和27年焼津市条例第16号。以下「一般職の給与条例」という。）第15条の5及び第15条の6の規定を準用する。この場合において、一般職の給与条例第15条の5第1号中「地方公務員法第29条」とあるのは、「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第8項」と、同条第2号中「地方公務員法第28条第4項」とあるのは「地方公営企業法第7条の2第10項」と、「職員」とあるのは「職員（同条第2項第1号に該当して失職した職員を除く。））」と、第15条の6中「任命権者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 以下 略

(第2条による改正)

新	旧
焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例 平成23年3月24日条例第7号 第1条 ～ 略 第4条 (期末手当) 第5条 管理者の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者においては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6カ月 100分の100 (2) 5カ月以上6カ月未満 100分の80 (3) 3カ月以上5カ月未満 100分の60 (4) 3カ月未満 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、管理者の期末手当の支給については、焼津市職員の給与に関する条例（昭和27年焼津市条例第16号。以下「一般職の給与条例」という。）第15条の5及び第15条の6の規定を準用する。この場合において、一般職の給与条例第15条の5第1号中「地方公務員法第29条」とあるのは、「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第8項」と、同条第2号中「地方公務員法第28条第4項」とあるのは「地方公営企業法第7条の2第10項」と、「職員」とあるのは「職員（同条第2項第1号に該当して失職した職員を除く。））」と、第15条の6中「任命権者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 以下 略	焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例 平成23年3月24日条例第7号 第1条 ～ 略 第4条 (期末手当) 第5条 管理者の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者においては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6カ月 100分の100 (2) 5カ月以上6カ月未満 100分の80 (3) 3カ月以上5カ月未満 100分の60 (4) 3カ月未満 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、管理者の期末手当の支給については、焼津市職員の給与に関する条例（昭和27年焼津市条例第16号。以下「一般職の給与条例」という。）第15条の5及び第15条の6の規定を準用する。この場合において、一般職の給与条例第15条の5第1号中「地方公務員法第29条」とあるのは、「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第8項」と、同条第2号中「地方公務員法第28条第4項」とあるのは「地方公営企業法第7条の2第10項」と、「職員」とあるのは「職員（同条第2項第1号に該当して失職した職員を除く。））」と、第15条の6中「任命権者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 以下 略